

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><b>II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</b></p> <p>II-1 一般的な事務処理等</p> <p>II-1-1 一般的な監督事務</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) モニタリング調査表の提出について</p> <p>①・② (略)</p> <p>【第一種金融商品取引業を行う者へのモニタリング】</p> <p>①~⑦ (略)</p> <p>【ファンドの募集等を行う者へのモニタリング（ファンドごとに実施）】</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p>⑦ 権利者（金商法第2条第2項第5号又は6号に掲げる権利を有する者をいう。II-1-1(4) <u>及び</u> <u>区-1-2(1)</u>において同じ。）に関する事項</p> <p>⑧~⑫ (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>【ファンドの運用を行う者へのモニタリング（ファンドごとに実施）】</p> <p>①~⑩ (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) (略)</p> <p>(5) ~ (8) (略)</p>	<p><b>II. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</b></p> <p>II-1 一般的な事務処理等</p> <p>II-1-1 一般的な監督事務</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) モニタリング調査表の提出について</p> <p>①・② (略)</p> <p>【第一種金融商品取引業を行う者へのモニタリング】</p> <p>①~⑦ (略)</p> <p>【ファンドの募集等を行う者へのモニタリング（ファンドごとに実施）】</p> <p>①~⑥ (略)</p> <p>⑦ 権利者（金商法第2条第2項第5号又は6号に掲げる権利を有する者をいう。II-1-1(4)において同じ。）に関する事項</p> <p>⑧~⑫ (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>【ファンドの運用を行う者へのモニタリング（ファンドごとに実施）】</p> <p>①~⑩ (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) (略)</p> <p>(5) ~ (8) (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><b><u>Ⅸ. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）</u></b></p> <p>Ⅸ－１ 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性</p> <p>Ⅸ－１－２ 実態把握</p> <p><u>（１）モニタリング調査表の提出について</u></p> <p><u>適格機関投資家等特例業者等の業務に関する適切な状況把握を行うため、以下の事項に関し、金商法第63条の6の規定に基づき、モニタリング調査表の提出を求めることとする。</u></p> <p><u>【金商法第63条第1項第1号に規定する業務を行う者へのモニタリング（ファンドごとに実施）】</u></p> <p>① <u>ファンド名</u></p> <p>② <u>業者区分</u></p> <p>③ <u>取り扱う業務</u></p> <p>④ <u>ファンド持分の法的形態</u></p> <p>⑤ <u>運用期間に関する事項（設定日及び運用期間満了日）</u></p> <p>⑥ <u>販売形態</u></p> <p>⑦ <u>権利者に関する事項</u></p> <p>⑧ <u>直近1年間の募集等の額</u></p> <p>⑨ <u>運用財産額に関する事項</u></p> <p>⑩ <u>純財産額に関する事項</u></p> <p>⑪ <u>商品分類に関する事項</u></p> <p>⑫ <u>投資対象に関する事項</u></p>	<p><b><u>Ⅸ. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）</u></b></p> <p>Ⅸ－１ 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性</p> <p>Ⅸ－１－２ 実態把握</p> <p>（削除）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>【<u>金商法第63条第1項第2号に規定する業務を行う者及び特例投資運用業者へのモニタリング（ファンドごとに実施）</u>】</p> <p>① <u>ファンド名</u></p> <p>② <u>業者区分</u></p> <p>③ <u>取り扱う業務</u></p> <p>④ <u>ファンド持分の法的形態</u></p> <p>⑤ <u>運用期間に関する事項（設定日及び運用期間満了日）</u></p> <p>⑥ <u>権利者に関する事項</u></p> <p>⑦ <u>運用財産額に関する事項</u></p> <p>⑧ <u>純財産額に関する事項</u></p> <p>⑨ <u>商品分類に関する事項</u></p> <p>⑩ <u>投資対象に関する事項</u></p> <p><u>(2) 実態把握に当たっての留意事項</u></p> <p><u>モニタリング調査、届出書類の事後確認及び事業報告書の確認等を通じて行う実態把握に際しては、以下の点に留意する。</u></p> <p>なお、適格機関投資家等特例業務は、基本的には適格機関投資家を相手方とするものであるが、これまでに当局の検査等で把握された問題点や被害の態様等を踏まえれば、適格機関投資家の出資額や出資割合が著しく低い状況その他の事情を考慮して適格機関投資家の実在性が疑われる場合には、特に実態把握の必要性が高い。</p> <p>① 出資対象事業持分を取得する適格機関投資家や出資対象事業持分を有する適格機関投資家（以下<u>(2)</u>において、これらを総称して「出資適格機関投資家」という。）が、実体のない投資事業有限責任組合や、金商法上必要とされる手続を行わずに募集等又は運用が行われている投資事</p>	<p><u>(1) 実態把握に当たっての留意事項</u></p> <p>届出書類の事後確認及び事業報告書の確認等を通じて行う実態把握に際しては、以下の点に留意する。</p> <p>なお、適格機関投資家等特例業務は、基本的には適格機関投資家を相手方とするものであるが、これまでに当局の検査等で把握された問題点や被害の態様等を踏まえれば、適格機関投資家の出資額や出資割合が著しく低い状況その他の事情を考慮して適格機関投資家の実在性が疑われる場合には、特に実態把握の必要性が高い。</p> <p>① 出資対象事業持分を取得する適格機関投資家や出資対象事業持分を有する適格機関投資家（以下<u>(1)</u>において、これらを総称して「出資適格機関投資家」という。）が、実体のない投資事業有限責任組合や、金商法上必要とされる手続を行わずに募集等又は運用が行われている投資事</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>業有限責任組合（金融商品取引業等の登録や適格機関投資家等特例業務等の届出のない者が募集等又は運用を行う場合）などになっていないか。 ②～⑦（略）</p>	<p>業有限責任組合（金融商品取引業等の登録や適格機関投資家等特例業務等の届出のない者が募集等又は運用を行う場合）などになっていないか。 ②～⑦（略）</p>
<p>（3）監督手法・対応 （略）</p>	<p>（2）監督手法・対応 （略）</p>
<p>Ⅸ－2 諸手続</p>	<p>Ⅸ－2 諸手続</p>
<p>Ⅸ－2－2 届出者リストの作成・公表及び更新等</p>	<p>Ⅸ－2－2 届出者リスト等の作成及び公表等</p>
<p>（1）届出者リストの作成・公表及び更新 投資者が各業者に関する情報を把握できるよう、<u>適格機関投資家等特例業者等の商号、名称又は氏名、届出日、管轄財務局及び届出根拠（適格機関投資家等特例業者と特例投資運用業者との別）等を掲載したリスト（以下「届出者リスト」という。）を金融庁ホームページにおいて公表する。</u> このため、<u>財務局は1月ごとに、金商法第63条第2項、第8項及び第13項、第63条の2第2項から第4項まで並びに第63条の3第1項に基づく届出の受理状況を金融庁に報告するものとする。金融庁は、当該報告等に基づいて「届出者リスト」を作成・更新し、金融庁ホームページに掲載するものとする。</u></p>	<p>（1）届出者リストの作成及び公表等 投資者が各<u>適格機関投資家等特例業者等</u>に関する情報を把握できるよう、<u>各適格機関投資家等特例業者等の金商法第63条第5項（同法第63条の3第2項において準用する場合又は改正法附則第48条第3項、第5項若しくは第7項において適用する場合を含む。）に基づいて公衆縦覧すべき事項等（（4）に規定する事項とし、以下「届出者リスト等記載事項」という。）を掲載したリスト（以下「届出者リスト」という。）を作成し、金融庁ホームページにおいて公表する。</u> このため、<u>金融庁は1月ごとに、財務局における届出の受理状況等を確認のうえ、届出者リストを作成・更新し、金融庁ホームページにおいて公表するものとする。</u></p>
<p>（2）問題があると認められた届出者リストの作成 この監督指針に基づく警告を行った<u>適格機関投資家等特例業者等、上記</u></p>	<p>（削除）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>IX-1-2（1）のモニタリング調査表の提出がない等の問題が認められた適格機関投資家等特例業者等、又は金商法第63条の5第1項の規定に基づく業務改善命令若しくは同条第2項の規定に基づく業務停止命令を発出した適格機関投資家等特例業者等については、「届出者リスト」から削除し、「問題があると認められた届出者リスト」に掲載することとする。</u></p> <p><u>（3）業務廃止命令を発出した届出者リストの作成</u>  <u>金商法第63条の5第3項の規定に基づく業務廃止命令を発出した適格機関投資家等特例業者等については、「届出者リスト」又は「問題があると認められた届出者リスト」から削除し、「業務廃止命令を発出した届出者リスト」に掲載することとする。</u></p> <p><u>（4）連絡が取れない届出者リストの作成</u></p> <p>日常の監督事務等を通じて、監督当局から連絡を取ることができず、その営業所又は事務所を確知できない適格機関投資家等特例業者等が認めら</p>	<p><u>（2）業務廃止命令を発出した届出者リストの作成及び公表等</u>  <u>金商法第63条の5第3項の規定に基づく業務廃止命令が発出された適格機関投資家等特例業者等を投資者が把握できるよう、業務廃止命令を発出した届出者リスト（以下「業務廃止命令を発出した届出者リスト」という。）を作成し、金融庁ホームページにおいて公表する。</u>  <u>このため、金融庁は、適格機関投資家等特例業者等に金商法第63条の5第3項の規定に基づく業務廃止命令が発出された場合には、当該適格機関投資家等特例業者等について、届出者リスト又は連絡が取れない届出者リスト（（3）において定義されるものをいう。）から届出者リスト等記載事項を削除し、当該届出者リスト等記載事項を業務廃止命令を発出した届出者リストに掲載して、金融庁ホームページにおいて公表することとする。</u></p> <p><u>（3）連絡が取れない届出者リストの作成及び公表等</u>  <u>監督当局から連絡を取ることができず、その営業所又は事務所を確知できない適格機関投資家等特例業者等を投資者が把握できるよう、連絡が取れない届出者リスト（以下「連絡が取れない届出者リスト」という。）を作成し、金融庁ホームページにおいて公表する。</u>  <u>このため、金融庁は、日常の監督事務等を通じて、監督当局から連絡を取ることができず、その営業所又は事務所を確知できない適格機関投資家</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>れた場合には、「<u>届出者リスト</u>」又は「<u>問題があると認められた届出者リスト</u>」から削除し、「<u>連絡が取れない届出者リスト</u>」に掲載することとする。掲載するに当たっては、届出を受けた営業所又は事務所を確知できないこと、確知できない旨を金融庁ホームページに公表した日から30日以内に各管轄財務局等に申出をすること及び当該期間中に申出がないときは、別途、聴聞等の行政手続を行った上で業務廃止命令を発出することがあることを明示する。</p> <p>なお、営業所又は事務所を確知できた適格機関投資家等特例業者等については「<u>連絡が取れない届出者リスト</u>」から削除した上で、「<u>届出者リスト</u>」に掲載することとし、金商法第63条の5第3項の規定に基づく業務廃止命令を行った適格機関投資家等特例業者等については「<u>連絡が取れない届出者リスト</u>」から削除した上で、「<u>業務廃止命令を発出した届出者リスト</u>」に掲載することとする。</p> <p><u>(5) 金商法第63条第5項に規定する届出事項の公衆縦覧について</u></p> <p><u>金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号）附則第4条においては、金商法第63条第5項の規定について、「施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しない。」とされているところ、当該政令で定める日（以下（5）において、「政令で定める日」という。）以降に公表する「届出者リスト」、「業務廃止命令を発出した届出者リスト」及び「連絡が取れない届出者リスト」については、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p>なお、「<u>問題があると認められた届出者リスト</u>」に掲載している適格機関</p>	<p>等特例業者等が認められた場合には、<u>当該適格機関投資家等特例業者等の届出者リスト等記載事項を届出者リストから削除し、当該届出者リスト等記載事項を連絡が取れない届出者リストに掲載し、金融庁ホームページにおいて公表する。</u>掲載・公表するに当たっては、届出を受けた営業所又は事務所を確知できないこと、確知できない旨を金融庁ホームページに公表した日から30日以内に各管轄財務局等に申出をすること及び当該期間中に申出がないときは、別途、聴聞等の行政手続を行った上で業務廃止命令を発出することがあることを明示する。</p> <p>なお、営業所又は事務所を確知できた適格機関投資家等特例業者等については、<u>連絡が取れない届出者リストから削除した上で、届出者リストに掲載することとし、金商法第63条の5第3項の規定に基づく業務廃止命令を行った適格機関投資家等特例業者等については、連絡が取れない届出者リストから削除した上で、業務廃止命令を発出した届出者リストに掲載することとする。</u></p> <p><u>(4) 届出者リスト等記載事項</u></p> <p>(削除)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p><u>投資家等特例業者等については、政令で定める日以降、「届出者リスト」、「業務廃止命令を発出した届出者リスト」又は「連絡が取れない届出者リスト」のいずれかに掲載することとし、「問題があると認められた届出者リスト」は廃止することとする。</u></p> <p>① <u>「届出者リスト」、「業務廃止命令を発出した届出者リスト」及び「連絡が取れない届出者リスト」の記載事項</u></p> <p><u>「届出者リスト」、「業務廃止命令を発出した届出者リスト」及び「連絡が取れない届出者リスト」の記載事項については、以下の事項とする。</u></p> <p>イ. 商号、名称又は氏名 ロ. ～ナ. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>② 行政処分等の状況の記載について</p> <p>イ. 金商法第63条の5第1項の規定に基づく業務改善命令若しくは同条第2項の規定に基づく業務停止命令を発出した適格機関投資家等特例業者等については、<u>「届出者リスト」に行政処分の状況を記載することとする。</u></p> <p>ロ. この監督指針に基づく警告を行った適格機関投資家等特例業者等や、<u>上記区-1-2(1)のモニタリング調査表の提出がない等の問題が認められた適格機関投資家等特例業者等については、「届出者リスト」に当該問題の内容を記載することとする。</u></p> <p>区-2-5 適格機関投資家等特例業者等に対する監督上の処分等に関する留意点</p>	<p>① <u>届出者リスト等記載事項については、以下の事項とする（但し、カ. については、連絡が取れない届出者リストに係る届出者リスト等記載事項からは除くものとし、また、ラ. については、連絡が取れない届出者リストに限るものとする。）。</u></p> <p>(削除)</p> <p>イ. 商号、名称又は氏名及び法人番号 ロ. ～ナ. (略) ラ. 営業所又は事務所が確知できない旨を公表した日</p> <p>② <u>上記①カ. に規定する行政処分等の状況の記載について</u></p> <p>イ. 金商法第63条の5第1項の規定に基づく業務改善命令若しくは同条第2項の規定に基づく業務停止命令を発出した適格機関投資家等特例業者等については、<u>当該行政処分の状況を記載することとする。</u></p> <p>ロ. この監督指針に基づく警告を行った適格機関投資家等特例業者等や、<u>金商法第63条の6に基づく報告命令に応じない等の問題が認められた適格機関投資家等特例業者等については、当該問題の内容を記載することとする。</u></p> <p>区-2-5 適格機関投資家等特例業者等に対する監督上の処分等に関する留意点</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 営業所又は事務所を確知できない適格機関投資家等特例業者等への対応                      についての留意点</p> <p>日常の監督事務等を通じて、監督当局から連絡を取ることができず、その営業所又は事務所を確知できない適格機関投資家等特例業者等が認められた場合には、Ⅸ-2-2 (4) に基づき、届出を受けた営業所又は事務所を確知できないこと等を「連絡が取れない届出者リスト」に明示し、これを金融庁ホームページに掲載した上で、当該公表の日から30日を経過しても当該適格機関投資家等特例業者等から申出がないときは、当該適格機関投資家等特例業者等に対しては、金商法第63条の5第3項の規定に基づく業務廃止命令を発出することとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 営業所又は事務所を確知できない適格機関投資家等特例業者等への対応                      についての留意点</p> <p>日常の監督事務等を通じて、監督当局から連絡を取ることができず、その営業所又は事務所を確知できない適格機関投資家等特例業者等が認められた場合には、Ⅸ-2-2 (3) に基づき、<u>連絡が取れない届出者リストに掲載し、届出を受けた営業所又は事務所を確知できないこと等を明示し、これを金融庁ホームページにおいて公表した上で、当該公表の日から30日を経過しても当該適格機関投資家等特例業者等から申出がないときは、当該適格機関投資家等特例業者等に対しては、金商法第63条の5第3項の規定に基づく業務廃止命令を発出することとする。</u></p> <p>(以下略)</p>